



本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故補償及び通学中と学校施設等相互間の移動中の事故補償のために、学部・に在籍する全学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」に一括して加入しています。保険事故に該当すると思われる方は、保険会社へ事故通知を行ってください。学研災LINEアカウントを用いて簡単に行うことができます。

事故通知用LINE  
QRコード



## 補償範囲と通院日数

補償範囲	治療日数 ※
正課中、大学行事中の怪我	1日以上が対象
大学施設内（課外活動を除く）、通学中、大学施設設置等相互間の移動中の怪我	4日以上が対象
大学施設内外で大学に届け出た課外活動中の怪我	14日以上が対象

※実治療日数（実際に入院または通院した日数）です。治療期間の全日数が対象とはなりません。また、傷害保険ですので、一般の病気はこの保険の補償対象ではありません。

## 問い合わせ先

区分	担当窓口
校友会所属部会の課外活動中	校友会事務室
上記以外全て	学生生活課（多摩）

## Q&A

学研災の対象となり、保険金請求に必要な治療日数を要する場合は、学内申請窓口へ申し出てください。

- Q** 体育の授業中にケガをした。

**A** 学研災の対象です。治療日数1日から保険金支払いの対象となります。
- Q** 徒歩で通学中に、道路の段差で躓き、ケガをした。

**A** 学研災の対象です。治療日数4日以上から保険金支払いの対象となります。
- Q** 学内の階段から転落し、足を骨折した。

**A** 学研災の対象です。治療日数4日以上から保険金支払いの対象となります。
- Q** 学内のサッカー場で、サッカー部（公認団体）の練習中に、相手と接触し足をねん挫した。

**A** 学研災の対象です。治療日数14日以上から保険金支払いの対象となります。
- Q** 学外の施設で、柔道部（公認団体）の試合中に、相手に投げられた衝撃で肩を脱臼した。

**A** 学研災の対象です。治療日数14日以上から保険金支払いの対象となります。
- Q** 学内の一般フィールドAで、友人とソフトボールをしていたら、ボールが顔面に当たり打撲した。

**A** 学研災の対象です。治療日数4日以上から保険金支払いの対象となります。
- Q** 学内の体育館で、バドミントンサークル（非公認団体）の活動中に、ケガをした。

**A** 学研災の対象です。治療日数4日以上から保険金支払いの対象となります。
- Q** 学外の体育館で、バレーボールサークル（非公認団体）の活動中に、着地の際にチームメイトの足の甲に乗りねん挫した。

**A** 学研災の対象外です。
- Q** 親睦を目的とした私的なゼミ合宿・旅行中にケガをした。

**A** 学研災の対象外です。